

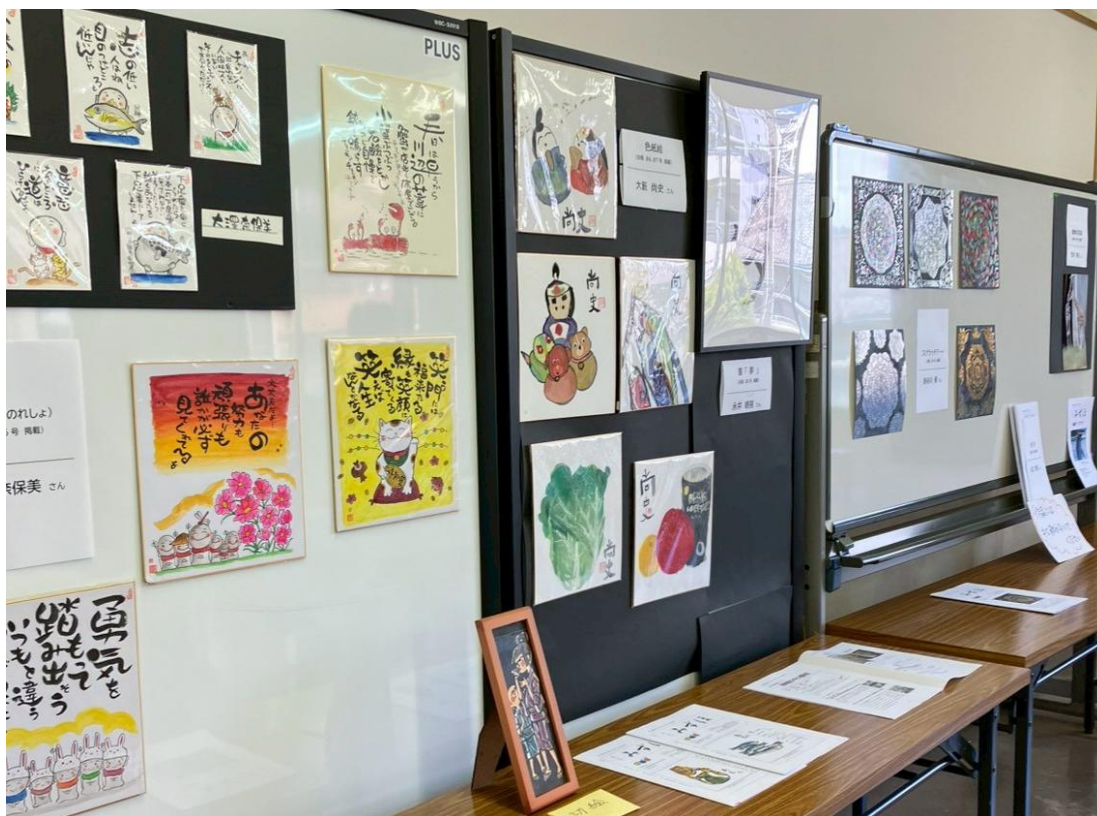
令和八年 六月 九日 A J U 通巻 一五七四七号 昭和五十四年八月一日第三種郵便物認可(毎週火曜日発行)

A
J
U

みずほ



NPO 法人高次脳機能障害友の会みずほ
会報 第21回総会 特集号



総会の会場に、会報で紹介してきた会員さんたちの作品を展示しました。

目次

- 総会展示作品 P2 ■ 第21回総会 資料(第1号議案~第4号議案) P3~5
- 座談会 P6~10 ■ 高次脳機能障害者支援法 P11 ■ 入会の案内など P12



ご家族や深川先生の作品も！



第 21 回総会

令和 8 年 5 月 9 日(土)名古屋市中区のイーブルなごや視聴覚室にて、NPO 法人高次脳機能障害友の会みずほ第 21 回総会を開催しました。

■第 1 号議案 令和 7 年度事業報告

みずほ単独の相談、愛知高次脳機能障害協議会家族相談会の相談共に前年度より件数減となりました。あいち高次脳機能障害リハビリテーション講習会は会場を変更して開催、参加人数は昨年度より少なかったものの、内容は好評価を頂きました。福祉サービス事業(ワークハウスみかんやま)においては、平均工賃が昨年度を上回ったこと、中区福祉協議会の要請により小学校に出向いて福祉体験学習に参加し交流を行ったことなどを報告しました。

■第 2 号議案 令和 7 年度活動計算報告〈5 ページ掲載の『令和 7 年度活動計算書』参照〉

福祉サービス事業の利用者数が対予算で伸び悩んだこと、会員数の漸減傾向が続き会費収益が対予算未達だったことなどから、当期収支差額がマイナスになってしまったと説明しました。

■監査報告

監査報告

特定非営利活動法人 高次脳機能障害友の会みずほの定款第 49 条に基づき、法人の令和 7 年度の事業報告書、貸借対照表、活動計算書、財産目録の決算に関する書類を監査した結果、適切かつ適正であると認めましたので報告致します。

令和 8 年 5 月 9 日

監 事 佐藤 真由美

永井 鈴子

■第3号議案 令和8年度事業計画

みずほは、電話・メール・来所による当事者・家族・支援者からの相談と、愛知高次脳機能障害協議会の会員として家族相談会(9会場・日程はホームページ『お知らせ』にアップ中)をそれぞれ引き続き開催します。また、各部会においては当事者および家族が参加する活動を継続していきます。

福祉サービス事業(ワークハウスみかんやま)では、今後も相談支援事業所との連携を強化し、一日当たりの利用者数増加を目指すこと、福祉専門学校生(作業療法士)の実習受け入れを計画しています。

■第4号議案 令和8年度活動予算(5ページ掲載の『令和8年度活動予算(案)』参照)

会員に対する積極的な働きかけをすることで会費収益増を、一日当たりのワークハウスみかんやまの利用者数を増やす工夫などに取り組むことでサービス事業の増収を目指します。

以上の審議議案すべてが承認されました。



令和8年度 NPO 法人高次脳機能障害友の会みずほ

(敬称略)

理事長	長谷川 潤		
副理事長	河田 幹子	丸山 秀樹	
理事	大澤 奈保美	佐藤 道子	曾我 亜紀子
	都留 伊都子	平野 陽介	依田 正克
監事	佐藤 真由美	永井 鈴子	
顧問	稲葉 健太郎	社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団 総合リハビリテーションセンター自立支援部長	
	深川 和利	社会医療法人宏潤会 大同老人保健施設 はくすいファミリークリニック 医師	

ワークハウスみかんやま

施設長・サービス管理責任者 依田 正克
職員 非常勤 6名 パート 2名 他ボランティア

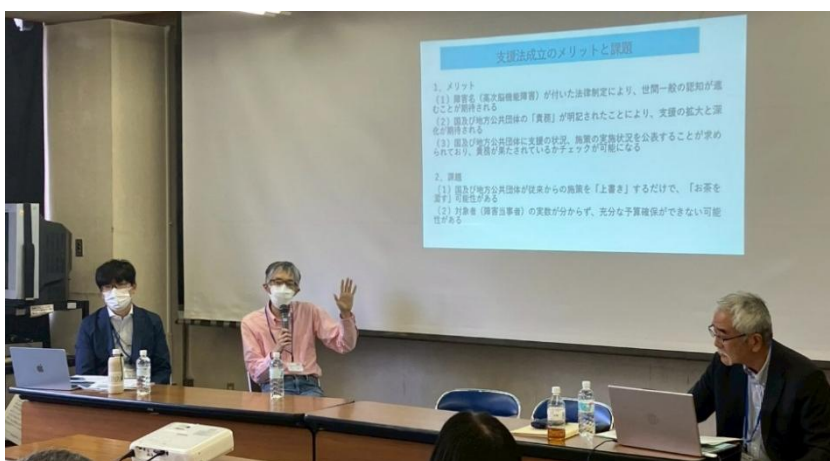
第三種郵便物認可 令和8年 6月 9日(火曜日増刊)

第2号議案 令和7年度活動 計算書 及び 第4号議案 令和8年度活動予算(案)

(単位: 円)

科目	令和7年度			令和8年度	説明
	予算	決算	増減額	予算	
	(A)	(B)	(B-A)	(C)	
I 収益の部					
会費収益	580,000	492,000	-88,000	550,000	運営会員12名・正会員122名 賛助×44名徴収
寄付金	420,000	503,252	83,252	430,000	自動車教習所協会・会員・一般
補助金・助成金	2,100,000	1,259,468	-840,532	2,100,000	処遇改善・物価高騰支援金・今年度雇用キャリアアップ等助成金
雑収益・受取利息	50,000	28,682	-21,318	30,000	利息など
事業収益					
①障害福祉サービス事業収益	33,000,000	30,858,993	-2,141,007	31,000,000	給付金・作業受託・物品・喫茶売上等
②研修啓発事業収益	120,000	136,960	16,960	130,000	冊子販売・講習会設営費・地域ケア会議 等
③生活支援事業収益	0	0	0		
当期収益合計(A)	36,270,000	33,279,355	-2,990,645	34,240,000	
II 支出の部					
1、事業費					
①障害福祉サービス事業					
(1)人件費	23,800,000	24,774,036	974,036	22,000,000	給与・賞与・社会保険料・通勤費・利用者工賃・各手当等
(2)その他経費					
消耗品・事務用品費	400,000	419,985	19,985	430,000	インク・用紙・一般雑貨費
旅費交通費	30,000	3,850	-26,150	20,000	出張費・交通費
通信運搬費	280,000	311,467	31,467	300,000	携帯・電話代・郵送料など
地代家賃・賃借料	5,150,000	5,346,156	196,156	5,400,000	家賃・リース料金(複合機・ビジネスホン・印刷機)LED
水道光熱費	550,000	551,689	1,689	550,000	電気・ガス・水道料金
車両費・車両維持費	160,000	152,168	-7,832	220,000	ガソリン代・1台車検・定期点検・タイヤ交換
業務委託費・外注費	50,000	0	-50,000	20,000	委託・外注なし
保険料	450,000	411,081	-38,919	420,000	自動車保険(2台)・傷害保険・火災保険等
雑費・その他	3,300,000	3,039,570	-260,430	3,300,000	教育訓練費・修繕費・諸会費・材料等・売上原価・減価償却費等
①障害福祉サービス事業支出合計	34,170,000	35,010,002	840,002	32,660,000	
②研修啓発事業費	40,000	27,864	-12,136	50,000	冊子仕入れ等売り上げ原価、研修活動費
③生活支援事業費	0	0	0	0	
事業支出合計	34,210,000	35,037,866	827,866	32,710,000	
2、管理費					
人件費	280,000	251,410	-28,590	260,000	パート事務員給料等
旅費交通費	300,000	328,240	28,240	310,000	交通費・出張費・ボランティア交通費など
通信運搬費	30,000	18,497	-11,503	20,000	会報発送・ゆうメール・電話料金,等
消耗品・事務用品費	80,000	26,369	-53,631	35,000	インク・会報用紙 封筒・雑貨類等
外注費	380,000	377,100	-2,900	100,000	消防点検・HPバージョンアップ・スマホ対応費
総会・諸会費・会議費	40,000	62,476	22,476	60,000	総会・会場費・日本高次脳会費等
水道光熱費・地代家賃	850,000	604,275	-245,725	650,000	家賃・光熱費
雑費・その他	80,000	43,090	-36,910	80,000	仲介手数料・租税公課・保険料・支払い手数料等
管理費支出合計	2,040,000	1,711,457	-328,543	1,515,000	
当期支出合計(B)	36,250,000	36,749,323	499,323	34,225,000	
当期収支差額(A-B)	20,000	-3,469,968		15,000	
前期繰越収支差額	27,511,934	27,511,934		27,511,934	
次期繰越収支差額	27,531,934	24,041,966		27,526,934	

高次脳機能障害者支援法(以下『支援法』と略す)が昨年12月16日に議員立法として成立し、今年4月1日に施行されました。支援法をどう活用するのか、或いは活用するにあたってどのような課題があるのか、みずほの深川顧問と稲葉顧問のお二人(それぞれ医療関係者、福祉関係者の立場から)と長谷川理事長を中心に、会場に集ったみなさんにも自由に参加していただくという形で総会の後、座談会が行われました。



左から稲葉顧問、深川顧問、長谷川理事長

まず、理事長の長谷川氏から支援法の中身についてその概要と支援法が成立するまでのこれまでの流れと、先ごろ関係団体とともに県に提出した要望書(会報 第98号に掲載)の内容について説明があった後、支援法のできたメリット、その課題へと話が進んでいきました。

※支援法の条文の詳細は厚生労働省のホームページの検索画面で「高次脳機能障害者支援法」と打ち込んでいただければ、見るすることができます(11 ページには概要を記載しています)。

法制化の意義・メリット

長谷川: 「高次脳機能障害」という名前の付いた法律ができたおかげで認知度が上がるのではないかと。それから条文では「責務」という言葉が使われているので、今よりは支援の拡大と深化が望めるのではないかとということ、支援状況・実施状況を公表しなさいということになっているので我々でもチェックができる。だから、国や地方公共団体にここが足りませんよと言えること。

深川: 支援に法的根拠ができたこと。社会としてやらなければいけないということになり、従来の支援普及事業のような1年毎に更新され、いつ打ち切られるかわからない事業と違い、支援が恒久的に続くということ、支援が保証されたことが一番大きい。

稲葉: 法律になったことが一番大きいですが、議員立法ということの弱さ(※1)がある。だからこれを形にしていく、いいものにしていくためには家族会のみなさんと我々専門家にかかってきていると思う。

※:例えば同じ法案でも、政府が提出する法案では各省庁も関わってくるので様々な施策が作られていくプロセスに進んでいきやすいということがある。

政府の関係者がこういう会に参加して現状を見ることは可能なのか？



といった質問が参加者から出されると…

稲葉: 条文では「実態を把握に努める」というのがある。ただ、会に参加するというより、いろいろな調査をして全国の高次脳機能障害者の数とか困りごととかの実態を把握する努力をすることなので、家族会として「国に把握に努めてください」と声を上げることは非常に重要なポイントではないか。

長谷川: 実際に動く各地方公共団体の担当者のやる気にかかっているんで、やる気のない人のけつをたたこうかということがこれからの話し合いだと思っている。

深川: 支援普及事業やモデル事業の始まりは、こういう会に厚生労働省から来て参加して大変なことが伝わったから。だから、我々は動かせる。ほっといても来ないから、我々が動かしに行く、意見を言っていく事が大事。

実現したい姿

➤ 高次脳機能障害者が「見逃されない」医療体制

長谷川: 見逃しは昔に比べ減ってきているが、それでもまだ身近に見逃されてきた例がある。これを見逃さないために、どういう風なシステムができればいいのか、そのために我々はどこにどう働きかけたらいいのか。見逃さない体制は作れるような気がするが、どうなのか。

深川: 見逃しが減ってきたのは事実。交通事故などの新聞の記事で「命に別状はない」ということがよく書かれている。命に別条がなくてもその後が問題なのに社会全体に命に別条がなくて良かったとする雰囲気がある。見逃しの原因として、医者が言わないことがあるので、患者や家族に意識が戻ったら脳は大丈夫かどうか考えないといけないことを強く言って周知することが大切。


稲葉: 「見逃さない」のタイミングがどこかということを考えなければいけない。まず病気や事故直後の診断から始まると思うが…。福祉側がどう見逃さずにフォローしていけるのかという観点で会考えると、病院を出る時に取りこぼさないためにこちらからアプローチする何らかの施策

を考え、仕組化するのがいいのではないかと。また行政から通知を送るなどの施策も考えられる。現時点でピックアップという形で取り組んでいる。

長谷川：見逃さないためには全数検査が必要。全数検査をしていくためのシステムを考えるべきでは。行政に対しては全数検査をしてくださいというべきかなと思っている。

深川：全数検査をしなければいけないと思う。本来は医者やらなければいけないことだが、それができていない。医者より、コメディカル(医師・歯科医師以外の医療専門職の総称)、リハの先生など誰かが患者に直接伝えるか、ポスターで注意喚起する方が効率的ではないか。弁護士や接骨院の先生なども障害を知っていることが多いということもある。システムということではないが、いろんなところに高次脳機能障害という概念が広がっていくと見逃しはなくなると思う。たとえば、一人一人が折に触れて高次脳機能障害というものがあると周りに話すことでその概念が広がっていくのではないかと。是非皆さんも周りに話してほしい。

この「周知する」ということに関して、家族である参加者からも



自分は「高次脳」という言葉を聞いてもどんな漢字を書くかもわからなかった。高次脳機能障害が脳の病気であるということも頭に入ってこなかった。周りに話しても「それって何？」って言われてしまった。国民のほとんどわかっていないのではないかと、周知してもらわないと・・・

といった経験・意見も出されました。

➤ 社会参加(復帰)のための適切な医療的・福祉的リハビリ(訓練)の提供

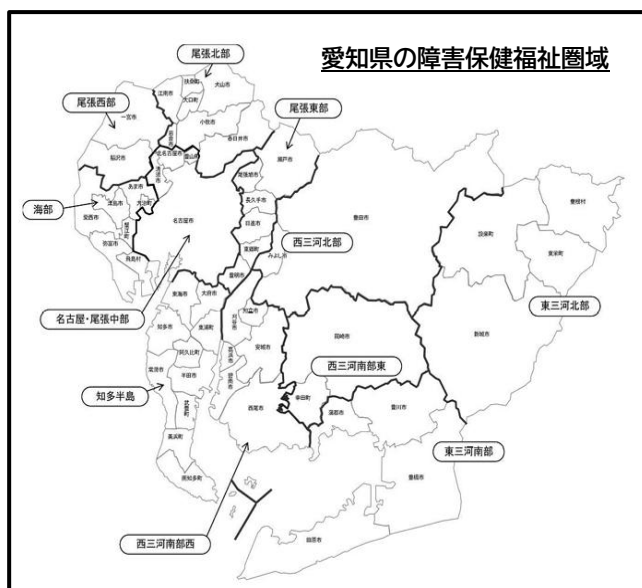
長谷川：支援法には専門医療機関を確保しなさいと書かれているけれど、高次脳機能障害の専門的医療機関というのは何を指しているのかよくわからない。県や市に聞いてもはっきりとした答えを得られない。どういう要件をもって専門医療機関とみなすのか。愛知県には最低何か所設けるべきなのかも知りたい。

深川：医療機関については、名古屋リハが調査結果をホームページに挙げていて、名目上数はたくさんあるが、専門医はいないのが実状。

稲葉：「専門的」という言葉がきちんと明確化される必要があり、その要件をきちんと決めること

を要望した方がいい。愛知県には障害保健福祉圏域(※2)が11圏域ある。医療機関を置くとすると11圏域置ければいいが現実的には無理で、半分が限界ではないかと思う。

長谷川: 支援法では「可能な限りその身近な場所において必要な支援を受けられるよう適切な配慮をする」とうたわれているが、愛知県には支援拠点機関が2つあるだけ。また、タイアップするはずの病院がない。現状は名古屋リハしかないので、豊橋・豊川の人間に「名古屋まで来て診察を受ける」ということになっている。



図の出典元:愛知県ホームページ障害福祉課「『あいち障害福祉プラン 2021-2026』について」より

これはおかしいので専門的な医療機関の確保は言い続けていきたいと思う。ちなみに岐阜は6か所、静岡は7か所の拠点機関があり、それにタイアップする病院名もきちんと公表されている。

※2 障害者福祉サービスをはじめとする障害福祉施策を推進するための広域な枠組み(複数市町村を含む広域圏域を地域単位としている)。都道府県ごとに設定されている。

深川: 法律になった以上県がやらなければならない。県に行政としての当事者意識を持って県主導で体制を整えてほしいと我々が要望していったと思う。

稲葉: ノウハウのある地域の高次脳機能障害の支援機関はたくさんないのが現状。各地に向いて支援できる事業所が増えるような取り組みをしているが、それをより強化していかなければと考えている。

➤ 受け入れ側(学校、企業、地域)への支援(環境整備策)の提供

長谷川: 実際に当事者家族にヒアリングして、例えば学校に戻るときの良し悪しは先生のやる気とかに左右されることがあると聞いている。企業や学校に戻るとき、あたりはずれがあってはならない。自助努力ではどうしようもないので、個人個人の取説を書いてくれる支援機関があるといいとも思う。環境整備がスムーズに進むための仕組みはできないだろうか。

深川：取説づくりも、環境設定にも関わってきた。その中では相手側が拒否していることがある。1つには高次脳機能障害という障害の認知度の低さが原因。知識がないので受け入れられない。受け入れについて企業はまだいいが、特に学校は教育委員会を巻き込んでいかないとうまくいかない。教育委員会の協力を得る形を作っていく必要がある。

稲葉：国からきっちり通知を出してもらっても、なかなかいうことを聞いてくれない教育機関もある。家族会としては、国から通知を出してもらうことはもちろん、過去の前例からうまくいかない問題もあるということ国に話した方がいい。教育委員会をきちんと巻き込んでいく事やっ
ていかなければいけない。

会の終盤では、参加者から、リハビリや日常生活での AI の利用について、就労での問題について質問や意見も出されました。

最後に長谷川理事長から、

この支援法ができて、どう活用するべきか、今日言ったみたいにまだまだ固まっていませんし、全国の各都道府県でも家族会がすでに行政に要望したり、行政とどうしようかねと相談しています。

さっきの愛知県の4団体で出した要望書ですけれども、全国の例を参考にすればもっとよりよいものができるのかな、そういう意味では全国の友の会の連携っていいのか、今後もいるのかなと思います。

いろんなところからの情報で「これいいね」と思うものはホームページに挙げたりして、また皆さんの意見をお聴きしながら進めて、せっかくできた法律を十分に活用できるようにしたいと思いますので、是非皆さん変わらずご協力していただければと思います。



という挨拶があり、座談会は終了しました。

(都留)

高次脳機能障害者支援法(概要)

第一章 総則

- 目的…基本理念を定め、国等の責務を明らかにすること、高次脳機能障害者の自立及び社会参加のための生活全般にわたる支援を図り、高次脳機能障害者を含めた国民一人一人が共生する活力ある社会の実現に役立つこと。
- 高次脳機能障害の定義
- 基本理念…自立と社会参加の機会の確保・社会障壁の除去・切れ目のない支援・居住する地域に関わらずに等しく適切な支援を受けられる
- 国や地方公共団体の責務…国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に支援に関する施策を策定し及び実施する
- 事業主や国民の努力…高次脳機能障害者の自立及び社会参加に協力するよう努める
- 法制上の措置等・資料作成及び公表…支援に関して講じた施策の実施状況の公表

第二章 支援に関する施策

- 地域での生活支援
- 教育的支援
- 就労支援
- 権利利益の擁護(差別・いじめ・虐待等の防止)
- 司法手続きにおける配慮(意思疎通手段確保への配慮)
- 家族支援
- 相談体制の整備
- 情報共有の促進

第三章 高次脳機能障害者支援センター等

都道府県(知事)・政令指定都市(市長)が務める事

- 高次脳機能障害者支援センター(地域の高次脳機能障害支援業務を行うもの)の設置
- 専門的な医療機関・専門的知識を有する人材の確保等…専門的な診断・治療・リハビリ等を行う医療機関の確保と、医療機関間の相互協力の推進及び医療機関への情報提供等を行う
- 高次脳機能障害者支援地域協議会(支援体制整備のため患者と家族、学識経験者、医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関や民間団体等から構成される)の設置

第四章 雑則

国民に対する普及及び啓発・医療等の業務に従事する者に対する知識の普及及び啓発
高次脳機能障害者の実態の把握に努めるなど